○地域密着型通所介護

利用料金は、利用する時間の長さによって異なります。

下の表が利用者に負担していただく目安の金額です。(「サービス費用」の1割です) 但し、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

※ 所得により、介護保険サービス利用料利用者負担額が2割又は3割となる場合があります。

	所要時間						
要介護度	3 時間以上 4 時間未満	4 時間以上 5 時間未満	5時間以上6時間未満	6 時間以上 7 時間未満	7 時間以上 8 時間未満	8 時間以上9 時間未満	
要介護 1	439 円	460 円	693 円	715 円	794 円	826 円	
要介護 2	504 円	528 円	818 円	845 円	938 円	975 円	
要介護3	570 円	597 円	945 円	975 円	1,088 円	1,130 円	
要介護 4	633 円	663 円	1,068 円	1,106 円	1236 円	1,286 円	
要介護 5	699 円	733 円	1,196 円	1,236 円	1,383 円	1,439 円	

※利用者に対し、その居宅と当事業所との間の送迎を行わない場合(ご家族が送迎される場合等)は、片道につき47単位、(1割50円)減額されます。

加算の種類	加算率	算定要件
介護職員処遇改善加算 I	9.2%	キャリアパス要件 I・II・III・IV・V、職場環境等要件の全てを満たし、介護職員の賃金の改善等を実施することを満たす場合 ※年度ごとに神戸市への計画書と報告書の提出が必要

※ 算定要件を満たす体制に変更があった場合は、利用料金が変更になることがあります。

項目	利用料	算定要件
入浴介助加算(I)	43 円 (1日あたり)	入浴中の利用者の観察を含む介助を行う場合。
入浴介助加算(Ⅱ)	58 円 (1日あたり)	居宅において入浴ができるようになることを目的に、居宅を訪問し、把握した浴室 環境等を踏まえた入浴介助計画の作成と、計画に沿った支援を行った場合。
個別機能訓練加算 (I)イ	59 円 (1 日あたり)	機能訓練指導員専従を 1 名以上配置し(配置時間に定めなし)利用者の居宅を訪問し、ニーズを把握するとともに、居宅での生活状況を把握する。多職種共同でアセスメントを行い、個別機能訓練計画を作成し、3 月ごとに 1 回以上、利用者の居宅を訪問した上で、個別機能訓練計画の進捗状況を説明し、必要に応じて計画の見直し等を行う場合。
個別機能訓練加算 (Ⅱ)	21 円 (1 月につき)	個別機能訓練加算 I に加えて、個別機能訓練計画等の内容を厚生労働省に提出し、フイードバックを受けている場合。
サービス提供体制 強化加算 II	19円 (1日あたり)	介護職員のうち介護福祉士が50%以上の場合。

[※] 地域区分別の単価(4級地 10.54円)を含んでいます。

○介護予防・日常生活支援総合事業

利用者の要介護度	基本料金	
事業対象者 要支援1	1 か月 1,895 円	
要支援 2	1か月 3,817円	

加算の種類	加算率	算定要件
介護職員処遇改善加算 I	9.2%	キャリアパス要件 I・II・III・IV・V、職場環境等要件の全てを満たし、介護職員の賃金の改善等を実施することを満たす場合 ※年度ごとに神戸市への計画書と報告書の提出が必要

[※] 算定要件を満たす体制に変更があった場合は、利用料金が変更になることがあります。

項目	利用料	算定要件
サービス提供体制 強化加算 Ⅱ	76 円 (1 か月) 152 円 (1 か月)	介護職員のうち介護福祉士が50%以上の場合。

※地域区分別の単価(4級地 10.54円)を含んでいます。

☆その他の利用料

- ・食事代 750 円 (食材料 600円・おやつ代 150円)
- ※ 上記の他、レクリエーションにかかる費用等は自己負担となります。